

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 27 年度から平成 29 年度における総括

監査結果のフォローアップとして、平成 29 年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 12 項）、平成 27 年度及び平成 28 年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 88 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が 69 件で、改善率にして 78.4%（昨年度は 73.1%、一昨年度は 73.7%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるとともに、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分		確認対象件数			措置等の状況					
		28 年度	29 年度	30 年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※	
29 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関			65	55	8	2		
		出資法人等			10	9	1			
		小計			75	64	9	2		
	重点行政監査 (団体等への監査・検査)			5	1	4				
	計			80	(81.3%) 65	(16.3%) 13	(2.5%) 2			
28 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関		54	6	2	4			
		出資法人等		22	1	1				
		小計		76	7	3	4			
	重点行政監査 (補助金の適正な執行)		4	0						
	計		80	7	(42.9%) 3	(57.1%) 4				
27 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関	59	4	0					
		出資法人等	9	1	0					
		小計	68	5	0					
	テーマ監査 (県有施設の安全管理)	9	2	1	1					
	計	77	7	1	(100%) 1					
合計				88	(78.4%) 69	(19.3%) 17	(2.3%) 2			

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

なお、定例監査の指摘・改善事項の改善率は、平成 29 年度監査分が 85.3%、平成 28 年度監査分が 94.3%、平成 27 年度監査分が 100%となっている。

年度	指摘・改善事項 件数 A	確認対象外 件数 B ※	確認対象件数 C (A-B)	改善済件数 D			改善率 (D/C)		
				年度					
				28	29	30			
29	75	0	75	/		64	85.3%		
28	76	6	70	/		63	3	66	94.3%
27	68	9	59	56	3	0	59	100.0%	

※次年度の監査で改善状況を確認する等により、フォローアップの対象としない事項。

2 改善が図られた主な事項

(1) 契約事務に係る不適正な事項について（平成 29 年度定例監査）

工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）で定められた手続を行っていなかったものや仕様書と異なる内容で施工していたものなど、契約に係る事務処理や関係書類に不備があったものなどについて、法令や仕様書の規定を改めて確認を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木建築局，企業局，病院事業局，警察本部）

(2) 諸手当の認定等に係る不適正な事項について（平成 29 年度定例監査）

扶養・通勤・住居手当において、認定簿の作成誤りや、確認すべき事項の漏れについて、原因の分析を行い、組織的なチェック体制の強化等を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（教育委員会事務局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

(1) 特別会計に係る財務書類等の公表（平成 29 年度定例監査）

港湾特別整備事業費特別会計については、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類を作成・公表するとともに、港湾機能施設整備事業の整備計画や地方債の償還計画、その財源となる港湾使用料の推計など、将来の資金収支等を明らかにする資料を作成・公表する必要がある。（土木建築局）

(2) 実施要綱等に定める実施頻度・件数に基づく実施（平成 29 年度重点行政監査）

法令等に基づく団体等に対する監査・検査等については、実施要綱等に実施頻度や件数を設定しているが、検査体制や設定に対する実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度や件数の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等の実施を行う必要がある。（環境県民局，健康福祉局，商工労働局）

《確認基準》

区 分		内 容	摘 要
A	改善済み	監査結果を基に改善の措置を講じ、改善を終えたもの。	その後の取組状況の報告を求めない
	改善見込み	監査結果を基に改善中で、改善が確実であると見込まれるもの。	
B	改善に着手	監査結果を基に改善に着手しているもの。	その後の取組状況の報告を求める
C	検討に着手又は検討していく	監査結果を基に改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているもの。	
D	取り組んでいない	監査結果に基づく取り組みがなされていないもの。 (改善も検討もしていないもの)	
E	その他（妥当又はやむを得ない）	執行機関の考え、見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。	その後の取組状況の報告を求めない
F	その他（見解の相違）	監査委員と執行機関との考え、見解に相違があるもの。	
G	その他（その他）	その他（上記以外のもの）	

(参考) 年度別措置状況等について

1 平成 29 年度定例監査・重点行政監査に対する措置の状況

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区 分		指摘事項・ 改善を求め る事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
本 庁	指摘事項	7	6		1		
	改善を求め る事項	14	9	4	1		
	計	21	(71.4%) 15	(19.0%) 4	(9.5%) 2		
地 方 機 関	指摘事項	31	31				
	改善を求め る事項	13	9	4			
	計	44	(90.9%) 40	(9.1%) 4			
合 計		65	(84.6%) 55	(12.3%) 8	(3.1%) 2		

注1 指摘事項とは、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（軽微なものを除く）

注2 改善を求めるとは、指摘には至らないが、改善を求めるもの（長期未納のうち改善を求めるものを含む）

注3 合計の（ ）内は、指摘事項・改善を求めるとの件数に対する割合

【出資法人等】

(単位：件)

区 分		指摘事項・ 改善を求め る事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項		5	5				
改善を求め る事項		5	4	1			
合 計		10	(90.0%) 9	(10.0%) 1			

(2) 重点行政監査

(単位：件)

区 分		指摘事項・ 改善を求め る事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
定期的な団体検査等の 実施		5	1	4			
合 計		5	(20.0%) 1	(80.0%) 4			

2 平成 28 年度定例監査・重点行政監査に対する取組状況（未改善分）

（1）定例監査

【県の機関】

（単位：件）

区分	指摘事項・改善を求める事項	未改善事項	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本 庁	指摘事項	6	1		1			
	改善を求める事項	3	0					
	計	9	1		(100%) 1			
地 方 機 関	指摘事項	35	0					
	改善を求める事項	10	5	2	3			
	計	45	5	(40.0%) 2	(60.0%) 3			
合 計	54	6	(33.3%) 2	(66.7%) 4				

注 未改善事項とは、指摘事項・改善を求める事項のうち、昨年度の公表時点で改善が不十分であったもの

【出資法人等】

（単位：件）

区分	指摘事項・改善を求める事項	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	20	0					
改善を求める事項	2	1	1				
合 計	22	1	(100%) 1				

（2）重点行政監査

未改善事項なし（補助金の適正な執行）

3 平成 27 年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

（1）定例監査

未改善事項なし

（2）テーマ監査

（単位：件）

区分	意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
県有施設の安全管理	9	1	1				
合 計	9	1	(100%) 1				